

## 会 議 錄

会議の名称	指定管理者選定委員会（第58回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	令和7年9月12日（金）午後6時03分～午後7時21分	
開催場所	小金井市役所第2庁舎8階801会議室	
出席者	出席委員	出席委員 5人 委員長 佐藤直人 委員 副委員長 本多龍雄 委員 委員 植田哲 委員 宮岡秀峰 委員 矢板ゆき江 委員 欠席委員 0人
		福祉保健部長 高橋正恵 高齢福祉担当課長 磯端洋充 介護福祉課包括支援係長 田村浩子 介護福祉課包括支援係主査 加藤勇一 介護福祉課高齢福祉係長 山崎寛之
		企画政策課長 廣田豊之 企画政策課企画政策係長 前坂悟史 企画政策課企画政策係主任 兼堀義信 公共施設マネジメント推進担当課長 郷古陸
		可 一部不可 不可
		1 開会 2 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の候補者の選定について（第1次審査） 3 その他 4 閉会
会議結果	別紙会議録のとおり	

## 第58回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 令和7年9月12日（金）午後6時03分～午後7時21分

場 所 小金井市役所第2庁舎8階801会議室

出席委員 5人

委員長 佐藤直人 委員

副委員長 本多龍雄 委員

植田哲 委員

宮岡秀峰 委員

矢板ゆき江 委員

---

### 担当課職員

福祉保健部長 高橋正恵

高齢福祉担当課長 磯端洋充

介護福祉課包括支援係長 田村浩子

介護福祉課包括支援係主査 加藤勇一

介護福祉課高齢福祉係長 山崎寛之

---

### 事務局職員

企画政策課長 廣田豊之

企画政策課企画政策係長 前坂悟史

企画政策課企画政策係主任 兼堀義信

公共施設マネジメント推進担当課長 郷古陸

---

(午後6時03分開会)

◎委員長 それでは、ただいまから第58回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。

本日は全員の御出席でございます。定足数につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第11条第2項において、半数以上で成立することと定められております。先ほど申しましたとおり全員出席ということですので、会議は成立しているということで御報告させていただきます。

本日は、次第にもありますとおり、1件の審査を行う予定でございます。

本日の進め方について、事務局より説明をお願いいたします。

◎廣田企画政策課長 それでは、進行等について説明させていただきます。

前回の選定委員会において公募内容の審査をいただいた、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の候補者の選定についての書面による第1次審査を行っていただきます。

まず初めに、資料を確認いたします。

事前に委員の皆様に送付し、本日、御持参いただいている資料としましては、次第と審査資料一式が1者分、評点票が1者分でございます。

資料の不足等はございますか。大丈夫ですか。

(「なし」の声あり)

◎廣田企画政策課長 それでは、本日、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の候補者の選定についての諮問を受け、書類審査による1次審査を行います。

第1次審査では3者に絞ることを予定しておりましたが、今回、応募は1者のみとなっておりますので、通過基準を満たしている場合には、第2次審査も1者で行うこととさせていただきます。

まず、審査に先立ちまして、担当課の説明により応募書類の不備、欠格条項の該当及び明らかな虚偽の記載についてないことを御確認いただきます。その後、評価項目のうち5つの区分ごとに質疑等を行っていただきたいと思います。質疑が終わりましたら各委員それぞれで再度評点を行い、その集約結果をもって通過基準を上回るかどうかを判断することとなります。

なお、選定に当たっては、第2次審査に進む場合は特に問題はありませんが、もし通過基準を下回る場合や審査上問題がある場合には、選定から漏れた理由を明確にする必要がありますので、不選定の理由について御協議をお願いいたします。

また、第1次審査を通過しなかった場合には、後日再公募するという運びとなります。

説明は以上となります。

◎委員長 事務局から説明がございました。

何か質問等ありますか。

特にないということでございますので、それでは、事務局から説明のあった流れでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、次第2、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の候補者の選定についてを議題といたします。

本日、市長から諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

◎廣田企画政策課長 それでは、本日、市長から審議に当たりまして、委員長へ諮問書が提出されております。委員長及び諮問される方は前のほうまでお越しください。

◎高橋福祉保健部長 福祉保健部長の高橋と申します。本来でございましたら、直接市長から諮問させていただくところではございますが、本日、議会開催中のため、市長はそちらのほうに出席しておりますので、私から諮問させていただきます。

小企企発第162号  
令和7年9月12日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 佐藤 直人 様

小金井市長 白井 亨

### 諮詢問書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

#### 記

##### 1 令和7年度諮詢第2号

小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の候補者の選定について  
よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(諮詢問書手交)

◎委員長 ただいま1件の諮詢を受けました。

それでは、審査の前に、応募書類の不備、欠格条項の該当及び明らかな虚偽の記載についてないことを確認するため、この間の経過につきまして、担当課から説明をお願いいたします。

◎磯端高齢福祉担当課長 それでは、募集要項を審査いただいた以降の経過につきまして、御説明をさせていただきます。

6月26日に御審議いただきました募集要項によりまして、7月10日から8月27日までの間、市ホームページからのダウンロードという形で募集要項の配布を行いました。また、7月22日に現地説明会、7月10日から7月25日までを質問の受付期間としておりましたが、現地説明会への申込み及び質問の受付は共に0件でございました。

応募の受付につきましては、7月25日から8月27日までを受付期間とし、1者からの一次審査書類の提出があり、担当において確認しました結果、欠格条項に該当する事項、不備、不足及び明らかな虚偽記載等がなかったことを御報告させていただきます。

◎委員長 担当課から説明いただきました。

報告のとおり、応募書類について不備はありませんでした。また、欠格条項に該当する事項もなく、明らかな虚偽記載もないということです。

この点について、何か質疑があればお伺いいたします。よろしいですか。

以上のことから、応募書類の不備等がないことの確認はできたということで、第1次審査に進みたいと思います。

なお、小金井市公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例第3条第2項に欠格役員に

関する規定がありますが、第2次審査において委員長である私のほうから口頭で確認したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、第1次審査の質疑を行います。

まず、審査基準及び評点票にございます区分1「事業者の現状・実績・管理運営方針」についてでございます。

区分1について何か質疑はございますか。

◎委員 評価項目の3の関係で、センター長予定者と職員配置計画ですけど、職員の勤続年数や平均年齢は把握されているのでしょうか。

◎磯端高齢福祉担当課長 職員の個々の勤続年数等は把握はしておりませんが、センター長予定者の経歴につきましては、資料のほうで確認をしているところでございます。

◎委員長 ほかはいかがでしょうか。

◎委員 資料⑧の2025年事業計画書の4ページから5ページ目に、職員数で常勤の方と非常勤の方の表があるのですけど、拠点によって常勤と非常勤の比率がいろいろあり、この辺りは私もよく分からぬのですけど、常勤と非常勤の割合というのは普通なのか、少し非常勤が多いなどございますか。

◎磯端高齢福祉担当課長 法人の事業計画書につきましては、様々な施設がありまして、一般的な内訳というところではお答えできない状況でございます。

◎委員 人数に関して、非常勤というのは本当に絶対数というものが、非常勤換算した人数かというものは分かりますでしょうか。

◎山崎介護福祉課高齢福祉係長 私どものほうで分かりかねますので、よろしければ2次審査の際に御確認をいただけますと幸いでございます。

◎委員 分かりました。

◎委員長 それでは私のほうから伺います。評点項目で言いますと、5の職員の確保・職場定着への支援がなされており、人材育成に関する考え方方が適切に示されているかということで、提出された様式上は一応のことが書かれているかと感じています。実際問題として、非常に人員確保というのは大変だと思うのですけれども、職員の確保や定着という状況は担当課のほうから見ていかがですか。

◎磯端高齢福祉担当課長 先ほど御指摘がありましたとおり、2の⑥のところになるかと思います。職員の確保・職場定着率の向上の取組というところで、事業者からも介護業界は全般的に人材不足というところがございまして、こちらも同様であるというところで、例えば人材採用業務というのをこちらの法人の本部のほうで一括管理して、ハローワークなどの人材紹介を使って、厳しい状況であるが確保できていると、そのような形で資料のほうで記載がございまして、担当といたしましてもそのような認識でございます。

◎委員長 どうもありがとうございました。

ほかに区分1関係いかがでしょうか。

それでは、最後に全体を通して質疑というのもございますので、次の区分2に進ませていただきます。

区分2「管理運営に関する業務」について質疑をお願いいたします。

◎委員 評価項目2の4、個人情報保護に関する考え方方が適切であり、具体的な取組を行っていることに関してですが、資料では3の⑤の様式13のところに、個人情報の取扱いについてが記載されています。個人情報保護というのは非常に重要なことであるので、ハード面ではしっかりと取り組んでいるようですが、もう少し職員研修や、文書も機密文書として廃棄しているというところで、どのようなやり方をしているのか、今回ここでは分かりませんが、第2次審査のときにも事業者の方に確認をしたいと思います。

◎磯端高齢福祉担当課長 こちらの3の⑤では主にハード面というところで取組が書かれておりまして、御指摘ありましたハードだけではなくてソフト面、例えば研修であるとか、内部の個人情報の運用につきましては、第2次審査の中でご確認いただければと考えております。

◎委員 様式11、3の③のところですけれども、この利用者の満足度の評価や取組ですが、外部に評価のアンケート調査をするようなことがあるかと思うのですが、ここには記載がないから実施していないのでしょうか。

◎山崎介護福祉課高齢福祉係長 こちらに記載がございませんので、実施の有無の詳細は分かりかねますので、こちらも第2次審査で確認をしていただければと思います。

◎委員 評価項目の3の防災や災害のところですが、ここで言うと3の④のところで、災害のときの備蓄で飲料水や非常用食料とありますけれども、飲料水であれば2リットルが24本と、どのような人数を想定されているか分からぬのですけれども、もし市のほうで目安があれば、そこにそろえる必要があるのではないかと思います。印象ですけれども、少ない印象を受けたのでお伝えをしておきます。

◎磯端高齢福祉担当課長 様式の3の②のところにも記載があるのですけれども、こちらの本町高齢者在宅サービスセンターにつきましては、大規模災害時の福祉避難所という形で指定をしております。そのような位置づけもございますので、先ほどの御指摘の部分につきまして、確認をさせていただきたいというふうに考えております。

◎委員長 そのほかいかがでしょうか。

◎委員 備蓄の話に追加して、消費期限は守られているか合わせて確認していただきたいと思います。

◎磯端高齢福祉担当課長 そこも含めまして確認させていただきます。

◎委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、次に区分3「事業運営」に移ります。

事業運営について、質疑はございますか。よろしいですか。

それでは、私のほうから質問させていただきます。

家族介護教室事業、それから家族介護継続支援事業についてです。様式で言うと18と19ですが、家族介護教室事業の実施方針案について、毎年1回ということで11月に開催することになっています。定員は15人程度と書いてありますが、業務仕様書では20名ということになっていたかと思いますが、この程度でよろしいのかというのが一つ目です。

もう一つは、家族介護継続支援事業の講習会等の実施方法ですが、こちらも業務仕様書では20名となっていましたが、特に人数が書いていないので、特に人数は約束されていないことでよろしいのか、担当課の御意見を伺いたいと思います。

◎磯端高齢福祉担当課長 こちらは第2次審査の中で、事業者のそれぞれの事業に対する考え方があるかと思いますので、事業者の方から説明をしていただきたいというふうに考えております。

◎委員長 そのほか事業運営はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、区分4「資金計画」についてでございます。質疑はございますか。

◎委員 資金計画の3のところで、安定的な経営基盤を有しているということで、資料⑨の年度ごとの決算書のところ、2024年というのが直近かと思います。決算書の2ページ目、法人単位事業活動計算書を見ると、会計監査人設置法人ということだと思いますが、監査報告書では適正意見が出ていると考えてよろしいのでしょうか。監査報告書がなかったので、何か分かりますでしょうか。

◎磯端高齢福祉担当課長 監査報告書につきましては、提出がございませんので、分かりかねます。

◎委員 もう一つ質問ですけれども、2024年の法人単位事業活動計算書を見ると、サービス活動増減分の収益で介護保険事業、保育事業、就労支援事業などいろいろなサービスがあり、メインは医療事業ということで、病院をやられていて、特別養護老人ホームなどのサービスを提供している法人というイメージかと思います。

この決算書を見ると、サービス活動収益計は前年とあまり変わりはないのですけれども、気になるのはサービス活動増減差額です。前年度が約1.8億円で、当年度はさらに赤字が増えたということが気になるところです。

この傾向が続いているかというと、その前の年の法人単位事業活動計算書を見ると、前年度のサービス活動増減差額はプラスだったので、今期で利益が出なくなつたようですが、何か具体的な理由は分かりますか。

◎磯端高齢福祉担当課長 理由につきましては、第2次審査で直接お聞きいただければと思います。

◎委員 分かりました。

社会福祉法人の令和5年度の東京都の統計データを見ると、1,048法人あり、経常増減差額率は1.8%。ここで言うと、経常増減差額というのが2ページ目の真ん中より少し下ぐらい

にあるのですけど、この直近の期を見ると、経常増減差額がマイナス1億5,700万円ということで、ここを分子にして分母がサービス活動収益計ですので、東京都の平均より悪いのかなと思います。その前の年も東京都の平均はプラスを維持しているところ、こちらの法人は少し悪化しているので、そこは少し心配な要素だと思っております。また回復するということがあれば、安心できるかと思うのですけれども。

事業活動計算書ですけれども、第3号第1様式の法人単位貸借対照表があり、こちらを見るとやはり借入金があると思いました。この辺りが安定的に返せる見通しがあるかどうかというところです。第1号第1様式の資金収支計算書を見ると、減価償却は入ってこないので、本業の事業活動収支差額の決算では6,800万円のプラス。そのため減価償却の影響が結構大きいのかと思います。減価償却費を見ると国庫補助金を合わせて償却するので正味の減価償却費としては約2億4,000万円となり、この部分が効いて資金収支的には何とかなっています。ただし、減価償却をカバーするほど利益は出ていないので、将来の設備投資は少し厳しい法人というように見えます。その辺りも直接聞いてみたいと思います。

◎磯端高齢福祉担当課長 いろいろと御指摘いただきましてありがとうございます。

第2次審査の中で改めてそのようなところは確認していただきたいと考えております。

◎委員長 ■■■委員、お願いいいたします。

◎委員 5の②の様式のところで、資金計画についてですけれども、今後5年間の一覧があると思いますが、そこに利用率が令和8年は80%で、その後は82%、84%、86%、88%と上がっていき、それで収支がプラスになっていくという計画かと思います。現在の利用率や過去の利用率がどれくらいだったのかというのを知りたいと思います。

また、資料の中では、利用率を上げていくための取組があるのか確認できなかつたので、その辺りの取組が分かるのであれば教えていただきたいと思います。

◎磯端高齢福祉担当課長 まず、現在の利用率というところで申し上げますと、令和6年度では通所介護が72.1%、認知症型通所介護は56.0%、食の自立支援事業が100%という実績でございます。

今年度につきましては通所介護が80%、認知症型通所介護が65%程度だったかと思いますが、目標を下げているのですが、利用率が伸び悩んでいるという状況がございます。

その要因といたしましては、令和8年度以降の指定管理を継続するかというところが不明確なところがあり、新規利用者の受入れが進まなかったということが、利用率の伸び悩みの原因という分析をしているところでございます。

続いて、資金計画では、令和8年度に一般が80%、認知症が62.5%という利用率を目標としているわけでございますが、令和7年度で配食サービスが廃止となり、令和8年度以降は介護事業がメインになります。介護事業に集中することで、ある程度利用率を向上させるとともに、人件費率を改善していくながら、収支の改善をしていくといった計画ではないかという認識をしております。

◎委員 現在3つある事業のうち、食の自立支援事業がなくなるということかと思います。その分、人員やリソースを介護事業に割くことで利用率を上げられるのではないかということですか。

◎磯端高齢福祉担当課長 様式の2の③に職員配置計画のところで、令和8年度以降の職員配置計画表というのがございます。現状が約40名という実績でございますので、計画表では26名ということで、人員は減るということが、こちらの資料からは読み取れるところです。

◎委員 そうすると事業が少なくなるので、人員も減らすということですか。

◎磯端高齢福祉担当課長 そのとおりです。令和7年度で食の自立支援事業は廃止になりますので、令和8年度以降は人員が減になるということです。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、私から質問いたします。前回、通所介護は23名で通所型サービスが2名の定員のところ、通所型サービスの延べ利用数が0名という説明であったかと思います。今後、通所型サービスは継続していくということでよろしいですか。

◎磯端高齢福祉担当課長 通所介護は2区分あります、通所介護と通所型サービスというものがあります。通所介護のほうが定員23名、通所型サービスの定員が2名ということで、その形で継続していくということで変わりはないと思います。

◎委員長 分かりました。

49ページの財務報告のところですが、資金収支会計で当期資金収支差額合計額19,587千円の赤字とあり、事業活動収支合計で当期活動増減差額19,686千円の赤字とあります。この2つの差額の意味というのは、若干捉えかねています。いずれにしても非常に大きなマイナスが出ているのですが、これは食の自立支援関係のものということでおよろしいですか。また、来年度以降は改善するということでしょうか。

◎磯端高齢福祉担当課長 主な要因といたしまして、先ほど■委員のところでお答えしたとおり、通所介護事業の利用率が伸び悩んでいるというのが主な要因でございます。

こちらは今後の資金計画というところでも資料としてお示しされておりますけども、令和7年度いっぱい配食事業が廃止になりますて、介護事業に集約していくこと。あとは人材の再配置を行うことで、利用率を上げていくのと人件費というのもある程度人件費率を下げていくことで、収支を改善していくと認識しております。

◎委員長 2,000万円近い差額というのはかなり大きい感じがしますが、改善はされていく見込みでよろしいですかね。

そのほか資金計画のところで何かございますか。

それでは、区分5「サービスの向上」について、質疑はございますか。

◎委員 様式21、4の⑤を見ると、いっぷくカフェというのがあって、月に1回お茶会を実施しているとあります。率直にもう少し工夫した提案ができるのかと思いました。

◎磯端高齢福祉担当課長 いっぷくカフェというのは、主に配食サービスを利用されている方を対象に、月1回の茶話会みたいな形で実施しております。

もう少し工夫はというところで御質問がありましたが、この後段のほうに認知症カフェの取組というのが、今後模索していくべきよいということで御提案いただいております。特に本市では、認知症の方御本人と御家族の支援の取組に力を入れていくことも考えておりまして、市内でも10か所ぐらいに様々な認知症カフェを設けまして、そこで御家族とか御本人とか御家族同士の交流をしております。

こちらの本町高齢者サービスセンターにつきましても、認知症の高齢者の方を通所で受入れておりますので、この事業者と連携しながら、例えば認知症カフェを立ち上げていくといったことを進めていきたいというようなことは考えております。

◎委員 認知症カフェというのは、認知症の方にとって認知症が進まないような効果があるですか。よく言われるのは、料理というのは、いろいろな段取りを考えるので、認知症予防に良いと聞きます。そのようなことを意図したカフェとして、いろいろ工夫をしながら認知症の人が作業するといったことをしているのでしょうか。

◎磯端高齢福祉担当課長 認知症カフェの主な目的としては、御本人と御家族が、ほかの同じような認知症の方と認知症カフェを通じて交流をしていくというのが目的になっております。

こちらの業務としては、家族継続支援教室というのを、毎月第1土曜日に実施しております。それは昨年度も12回、延べ60人が参加していただきましたので毎月実施していく中で、例えば認知症カフェというのを新たに設けて、家族の交流を図っていくといったことを連携としては考えられるのかとは考えております。

◎委員 交流ということで、認知症予防の観点から物を作ったりするといったことや御本人の生活改善や生活水準を維持するためとは違うですか。

◎加藤介護福祉課包括支援係主査 ただいま高齢福祉担当課長から説明しましたとおり、認知症カフェというのは、認知症の方と介護されている方を地域との交流も含めまして、認知症基本計画に基づき、居場所づくりというのを進めてございます。

その中で認知症サポーターという、認知症に理解をしていただき、認知症の方の支援を手伝っていただける方を一定募集しています。その方も認知症カフェの運営に携わっていただいて、そこが確立されたものをチームオレンジという位置づけで、これから立ち上げていくという予定であります。市内で現在1か所稼働しておりますが、東京都も国も含めて、そのような施策を認知症の方の社会参加という意味で現在進めておりますので、市も積極的に進めているところでございます。

◎委員 分かりました。ありがとうございます。

◎委員長 そのほか「サービスの向上」についてよろしいでしょうか。

それでは、全体を見通したところでの質疑はございますか。よろしいですか。

それでは、以上で本件についての質疑を終了いたします。

ここで採点に移ります。

事務局から説明をお願いします。

◎廣田企画政策課長 それでは、採点について説明いたします。

既に委員の皆様には事前評価をお願いしてありますが、これまでの質疑等を踏まえまして、評点を変更する場合には修正前の評点を二重線で消していただきまして、新しい評点を丸で囲んでください。なお、用紙の右上の「評定者名」のところに委員名の御記入をお願いいたします。

修正が終わった後、回収をいたしますので、挙手をお願いいたします。その後、集計のため、休憩をお願いしたいと思います。

◎委員長 それでは、事務局の説明どおり採点をお願いいたします。

なお、事務局の集計が終わるまでは休憩といたします。

( 休 憩 )

◎委員長 それでは再開いたします。

集計の結果について事務局の報告をお願いいたします。

◎廣田企画政策課長 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の候補者選定の第1次審査評点票の5人の委員の合計点につきまして、御報告させていただきます。

まず、総得点は312点となりました。

区分ごとに合計点を報告いたしますと、区分1の「事業者の現状・実績・管理運営方針」については合計85点、区分2の「管理運営に関する業務」については93点、区分3の「事業運営」につきましては62点、区分4の「資金計画」につきましては44点、区分5の「サービスの向上」については28点となりました。

通過基準は2つございます。1つ目は、総得点が6割以上、つまり300点以上であること。2つ目は、各区分が4割以上、つまり区分1が50点以上、区分2が60点以上、区分3が40点以上、区分4が30点以上、区分5が20点以上であることでございます。

通過基準につきましては、これらの基準を上回りましたことを報告いたします。

◎委員長 事務局の報告が終わりました。

通過基準を満たしているとの報告がございましたので、第1次審査通過ということで決定いたします。御異議ございますか。

( 「異議なし」 の声あり )

◎委員長 異議なしと認めます。

本件につきましては、ただいまのとおり決定いたします。

次に、次第3、その他でございますが、何かございますか。

◎廣田企画政策課長 第2次審査について、協議をお願いしたいと思います。

第2次審査のプレゼンテーションは、第57回の本委員会におきまして、1者当たりプレゼンテーション15分、質疑30分、審査15分の合計60分で行い、パソコンの使用は認める

こととし、追加資料は認めないと決定しております。

また、選定方法については、評価項目・配点・通過基準とともに第1次審査と同様として、候補者からの説明及び質疑を踏まえまして、各委員に再度採点していただきます。その結果、通過基準を満たしている場合、指定管理者の候補者として選定したいと思います。

その際には、その候補者特に優れている点と要望があれば要望を挙げていただき、意見として付す形となります。

◎委員長 第2次審査について事務局から御提案がございました。

何か質疑はございますか。

それでは、説明のとおり第2次審査を行うことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 そのとおり決定いたします。

ほかに何かございますか。

◎廣田企画政策課長 本日審査していただきました小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの第2次審査につきましては、10月17日金曜日の午前10時から、場所は小金井市役所本庁舎3階の第一会議室となり、本日の第1次審査を通過した候補者にお越しいただき、プレゼンテーションをしてもらうことになります。

続きまして、次回の委員会開催日についてです。

次回の日程につきましては、事前に調整いただきまして、9月26日金曜日の午後6時から、場所は市民会館・萌え木ホール、商工会館3階のA会議室になります。

議題は、「武蔵小金井南第3自転車駐車場外5施設の指定管理者の候補者の選定について」となります。なお、本件につきましては、指定管理者候補者を公募によらない選定という形で選定いただきたいと考えております。

公募によらない選定についての流れを簡単に説明いたします。

指定管理者候補者の選定につきましては、条例第2条のとおり、原則公募にて選定しておりますが、条例第5条に該当する場合は、指定管理者候補者を公募によらず選定ができると規定しております。

公募によらない選定の場合においては、審査の結果、その団体に特に問題がなければ、その団体を指定管理者候補者として選定することとなるため、開催回数としては1回となります。

審議の進め方でございますが、最初の15分程度で担当課及び団体より簡潔に公募によらない選定とした理由、施設概要、事業計画等の説明をいただき、次の30分程度で質疑応答を行います。その後、団体には御退席いただき、最後の10分程度でその団体が指定管理者候補者として適切であるか等を御審議いただき、意見等もあれば付して答申をいただきたいと考えております。1施設当たり55分程度の審議時間としたいと考えております。

事前に資料を送付いたしますので、御多忙のところ大変恐縮ではございますが、御一読の上、当日御持参していただければと思います。

◎委員長　日程等について事務局から説明がございました。

何か質問等はございますか。

それでは、事務局から説明のあった日程等でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長　異議なしと認めます。

日程等につきましては、そのように決定します。

そのほか何かございますか。

特にないということでございます。

それでは、以上で本日の議事は全て終了でございます。これをもって閉会といたします。皆様、お疲れ様でした。

(午後7時21分閉会)